

2010年春闘方針（草案）

I 10春闘を組織するにあたって

- 1 アメリカの金融危機にはじまった世界的経済危機はその解決の糸口が見えていません。非正規、正規を問わず多くの労働者の雇用が脅かされており、失業率は最悪の状況です。雇用と職域の確保、労働条件の引き上げをたたかいます。
- 2 全国港湾を軸とした産業別闘争を強化し、企業の枠を超えた働くルール確立のために港湾の制度政策要求をたたかいます。また、戦後初めて国民の投票によって政権交代が実現し、労働組合の発言力も大きくなっています。今までの行政交渉に加え、政府、与党への政策要求を通して、港湾・運輸などでも国民生活を重視する政策転換を求めていきます。
- 3 政権交代により国の制度が働く者にとっても身近に感じられる時代になりました。派遣法の抜本改正、医療、介護、年金などの社会保障・福祉の拡充などの国民的諸課題とともに、日米軍事同盟、基地強化などに反対する反戦平和のたたかいを取り組みます。
- 4 全組合員が一丸となって組織の強化拡大を取り組み、全港湾をさらに強く、大きくするために奮闘します。また、争議分会の解決を求めるたたかいを取り組みます。大衆路線を強化し、全組合員が参加する組合運動作りを目指します。

II 情勢の特徴について

1 政治経済情勢

- (1) アメリカのオバマ大統領は国際協調、非核推進、環境対策を打ち出し、国内的にも労働者との対話策をすすめています。一方、依然として米国内の世論の47%を占めるといわれる保守派の圧力の中で、アフガン戦争の拡大など軍事力を背景とする外交政策、今日の金融破たんを作り出したネオコンなどの再度政府役員への登用など、ブッシュの政策を転換できているとは言えません。
- (2) 国内でも政権交代による連立政権が発足しました。行政刷新会議による事業仕分けなど、これまでの自民党政治の洗い直しを進めています。事業仕分けの是非はともかく、長期政権の膿を出すことが重要です。沖縄政策、原子力政策など今後懸念される課題もあり、より国民的運動を強め、意見を反映させる必要があります。
- (3) 日本経済はアメリカに依存をしてきたために、金融危機によるアメリカ経済の影響の直撃を受けました。本格的な経済の再建には、対米依存、輸出依存の体質から勤労者の生活向上による内需拡大への転換が必要です。深刻なデフレや大幅な円高の影響により、かなりの期間、日本経済は低迷を続けると思われます。
- (4) 37%の労働者が非正規労働者であり、年収200万円以下が23.3%です。不安定雇用、非正規労働者が大きな社会問題になり、今年の春闘方針ではすべてのナショナルセンターが非正規雇用対策を打ち出しています。
- (5) 日本政府がCO₂削減目標値1990年比25%を表明するなど、地球温暖化対策、

環境問題が国際的な重要なテーマとなっています。産業構造も大きく変化をしていくことになり、市民生活や雇用など多くの面でも環境問題がカギになってきます。

2 港湾をとりまく情勢

- (1) 1997年から進められてきた港湾の規制緩和は、2001年の11港先行実施、そして2006年の全港適用となり、それまでの免許制、認可料金制が許可制、届出制料金制に変更され、港運事業の基盤は弱体化させられました。
- (2) 政府は国際競争力の強化のために、スーパー中樞港湾絞り込みとコンテナおよびバルクの国際ハブ港構想を打ち出しています。港湾建設の予算は主要港に集中させるものの全体予算は削減しており、地方港への予算配分は減少していくと思われます。

3 海コン、トラックの状況

- (1) 1990年の物流二法の施行、事業の許可制、届出運賃制から事後届出運賃制と規制緩和が進められたことにより、事故が多発するとともにトラック労働者の労働条件は極めて劣悪な状況となっています。
- (2) 全港湾が30年来の取組みをしてきた海コン安全輸送法の制定が、全国港湾としての取り組みの広がりや政権交代で具体的検討が進められることになりました。

4 各労働団体の取組み

- (1) 連合は、①賃上げなしで賃金カーブの維持を最優先としつつ②全労働者対象の春期生活闘争、共闘連絡会議の強化など打ち出し、非正規労働者の待遇改善などを取り組むこととしています。
- (2) 全労連を中心とする国民春闘共闘委員会は、「賃金改善で内需拡大、雇用の維持確保」をメインとして「反失業、雇用確保」「最低賃金引き上げ、所得保障(給付)などの政策要求」「産別闘争の強化」を闘うこととしています。
- (3) 交運労協は、交通基本法の制定を基本として、税負担軽減など交通体系整備要求、安全対策、防犯対策、環境対策、利用促進、需給調整規制問題、バリアフリー対策など政府要求に取り組んでいます。また、高速道路無料化に対しては、関連産業への影響を考慮し慎重な取り組みを求めています。
- (4) 全国港湾は、1月19日□20日に第2回中央委員会を開催し、春闘方針(制度要求の項参照)を確立し、1月28日に要求書を提出、2月□3月で制度要求をたたかうこととしています。

Ⅲ 具体的な要求について

1 労働条件の引き上げ

- (1) 賃金引き上げの要求額は、「基本給一律10,000円」を基本に職場討議をおこない、第31回中央委員会で決定します。
- (2) 初任給については地方毎に要求額を決定したたかいます。また、企業内における雇用形態のいかんにかかわらず均等待遇実現のために、企業内最低賃金協定を締結します。

- (3) トラック労働者の地域別最低賃金のたたかいは交運労協をはじめ他の労働組合と共闘してたたかいます。
- (4) 労働時間短縮
 - ① 労働時間の短縮にあたっては、賃金を確保するとともに、時間外労働をなくすことを前提に、交代制の導入などの対策をすすめます。
 - ② 8・7・45の遵守、年間労働時間1,800時間達成
 - ③ 労働大臣告示にもとづくトラック労働者の労働時間規制
- (5) 定年（雇用）延長・退職者の補充・退職金引き上げ、労災企業補償引き上げなど到達闘争の取り組み
 - ① 定年を65歳とするよう要求します。定年延長にあたっては、身分の変更や労働条件の引き下げを行わないことを基本とします。
- (6) 退職者の補充、退職金引き上げ、労災企業補償引き上げなどの要求を地方ごとにたたかいます。特に、団塊の世代が定年を迎えたあとの労働力の計画的な確保について労使協議し、作業要員と組合員の確保を取り組みます。
- (7) 労働協約の締結、点検、順守活動
 - ① 合理化や企業再編、人事問題に対する事前協議制などについて労働協約モデル案を参照して、協約を獲得するようたたかいます。
 - ② 港湾産別協定と支部の労働協約の整合性を図り、産別闘争が統一してたたかえるようにします。

2 港湾産別要求

- (1) 制度要求については全国港湾として日本港運協会に要求していくこととします。
 - ① 雇用と就労拡大の点では、港湾倉庫問題、新規参入阻止、港湾フルオープンにかかわる労働条件改善、届け出料金制から認可料金制への変更など。
 - ② 賃金は、09春闘確認による産別最賃引き上げとともに個別賃金闘争を産別制度要求と結合した取り組み。
 - ③ 産別協定の整理と協定順守。
 - ④ 港湾労働法を全港全職種に適用すること。
 - ⑤ 港湾年金の制度維持、新規登録の再開。
 - ⑥ 石綿対策の具体化と安全対策の強化。
 - ⑦ 事前協議制度の厳格運用と港湾ルールの定着。
 - ⑧ 雇用延長の取り組み。
- (2) 各地区港湾においても、地区団交の確立、港労法の地方港適用、産別協定との整合性などについても交渉します。

3□ 1 政策要求

港湾政策要求は、従来の大衆行動による行政交渉を主体とした取り組みに加え、政権与党である社民党、民主党への働きかけ、連立内閣への要請・陳情を取り組んでいく必

要があります。具体的要求項目は下記の通りです。

- (1) 港湾労働の職域の見直しのために、港湾倉庫を港湾運送事業の業域とし関連事業を許可制とする港湾事業法を改正すること。
- (2) 港湾労働法を全港全職種に適用すること。
- (3) 三島川之江港、ひたちなか港、志布志港などを港湾運送事業法の指定港とすること。
- (4) 港湾管理者は港湾施設料金の減免処置をすること。
- (5) 海コン安全輸送法（仮称）を制定すること。国際基準の確立に向け取り組むこと。
- (6) 本四架橋の業務に従事する労働者の雇用確保と近隣港への影響を考慮し本四架橋の料金無料化を行わないこと。
- (7) 交通政策審議会港湾労働部会審議会委員に港湾労働者の代表を加えること。

3□ 2 労働者ならびに国民的諸課題、反戦平和、憲法擁護のたたかいについて

運動方針にもとづき、労働者ならびに国民的諸課題、日米軍事一体化、米軍再編、自衛隊の海外活動、基地強化などに反対してたたかいます。

- (1) 労働者派遣法抜本改正の取組みをすすめます。
- (2) 最低賃金の引き上げ、緊急雇用調整給付金の給付延長を要求したたたかいます。
- (3) 医療、介護、年金などの社会保障制度の拡充を要求したたたかいます。
- (4) 普天間基地辺野古移設反対など、日米軍事一体化、米軍再編、基地強化、自衛隊の海外活動に反対してたたかいます。
- (5) 5・15 沖縄平和行進には青年労働者を中心に積極的に参加し、基地のない沖縄、日米安保条約破棄を求めてたたかいます。今年も全国一般全国協、全日建連帯とともに三単産共闘で取り組みます。

4 組織拡大について

春闘期間中の2月、3月を組織拡大キャンペーン期間とし、労働相談や宣伝活動など、各地方、支部で創意工夫し、組合員が参加をするキャンペーンを実施します。また、争議分会支援の統一行動を取り組みます。

IV たたかいのすすめ方について

1 たたかいの基本姿勢

- (1) 職場を基礎に全国統一闘争を組織し、実力闘争を基本にたたかいをすすめます。
- (2) 全国港湾の制度闘争は、地区港湾に結集し、産別闘争の強化を図ってたたかいます。
- (3) 交運労協の政策要求や諸行動については、全港湾の要求実現のため積極的に共闘します。
- (4) 中小企業労働者、非正規雇用労働者との連帯を強め、地域運動を強化し、可能な共闘をすすめます。
- (5) スト権確立確認にあたっては、全港湾の要求と全国港湾の要求について別々に分けてスト権を確認することとします。

2 要求書と協定書

- (1) 要求書は中央、地方、支部の連署として提出します。
- (2) 要求書の内容は賃金引き上げとします。
- (3) 中央、地方の統一要求の協定書は、各級機関の委員長印を押印し協定します。

3 闘争日程

- (1) 第2回全国港湾中央委員会 1月19(火) □ 20日(水) (シーパレス)
- (2) 全国港湾第1回中央団交 1月28日(木) 制度政策要求提出
- (3) 地方春闘討論集会の開催 1月下旬、2月上旬
- (4) 第31回中央委員会 2月9日(火) □ 10日(水) (シーパレス)
- (5) 要求提出は、2月25日(木)まで
- (6) スト権確立確認は、2月25日(木)まで。
- (7) 回答指定日は、3月25日(木)とし同時に2010春闘の最大の山場として解決を目指し、各地方支部は前段から交渉を積み上げること。なお、3月19日(金)に中央執行委員会を開催し、前段交渉の情報交換のうえ具体的戦術を決定します。
- (8) 回答指定日を山場と位置づけ、3月26日に全国統一ストライキを実施します。

4 闘争体制の確立

- (1) 要求提出後、回答指定日までの間に交渉をすすめ、回答指定日の有額回答を引き上げるたたかいをすすめます。
- (2) 労調法の手続きは中央本部で一括し、2月26日(金)におこないます。
- (3) 妥結については、地本と支部が連絡を取り合い支部及び分会が勝手な妥結をしないようたたかいをすすめます。
- (4) 要求書提出後「全港湾FAXニュース」を毎週金曜日毎に発行し、山場では随時発行し情報交換、教宣活動を強化します。

5 組織拡大キャンペーンの実施

- (1) 2月から3月に組織拡大キャンペーンを実施します。
- (2) 2月下旬、争議分会を包み早期解決を目指す全国統一行動を行います。

以 上